

社保審 ー 介護給付費分科会	
第93回 (H25.3.8)	資料2

# 訪問看護サービスの人員基準について

# 1.東日本大震災に係る訪問看護サービスの特例措置について

## 1-1. 特例措置の具体的内容

### 【特例省令の内容】

- 東日本大震災への対応として、基準該当居宅サービスに該当する訪問看護サービス（以下「特例看護サービス」という。）を実施する場合に事業者が配置すべき保健師、看護師又は准看護師の員数を常勤で1以上に緩和する特例措置を平成23年4月22日より平成24年2月29日までの間に限り実施。その後、一部の市町村において特例看護サービスの提供が平成24年2月より開始されたため、対象区域を、岩手県、宮城県及び福島県内の市町村に限定した上で、平成24年9月30日まで延長。さらに、特例看護サービスの実施状況を詳細に把握し、介護給付費分科会へ報告することを前提として平成25年3月31日まで延長

### 【特例看護サービスの取扱い】

特例省令延長の際に、介護給付費分科会における「東日本大震災に対処するための特例措置であり、この限りの取扱いとするべき」との答申を踏まえ、以下の取扱いとした。

- ① 特例看護サービスを提供している事業者が訪問看護ステーションの人員基準を満たした場合、
- ② 特例看護サービスを提供している事業者の近隣の訪問看護事業所において、訪問看護の提供が可能な場合、特例措置を廃止すること。  
市町村においては、
  - ① 各市町村における訪問看護サービスの提供状況の把握、
  - ② 事業所間のサービス調整やサテライト事業所の設置促進による必要な訪問看護サービスの確保、
  - ③ 看護職員確保のための必要な支援などの対策を講じること。

## 1-2. 特例看護サービスの申請状況等について(1)

○ 平成25年2月1日現在、13市町村等に対し、13事業者(人)の申請についての相談又は申請があり、7件が受理された。(うちL事業者(4市町村の登録)は平成24年2月末及び9月末で終了)現在3事業者が事業実施

県	市町村等	事業所又は個人 (所在地)	申請につ いての相 談あり	申請あり	申請結果	相談・申請への回答及び理由	現状(平成25年3月1日時点)	
青森県	八戸市	A(八戸市)		○	×	(申請への回答)既存の訪問看護事業所による訪問看護で利用者のニーズに対応可能である		
岩手県	一関地区広域行政組合	B(一関市)		○	○	(申請への回答)平成24年4月申請を受理基準該当訪問看護の実施を強く希望していた個人がいた 特例省令が、平成24年9月30日まで延長された 県外住民のための仮設住宅が市内にあり、転入者に対応するため	平成24年5月よりサービス提供中	
宮城県	石巻市	C(石巻市)		○	○	(申請への回答)平成25年1月末申請を受理 訪問看護サービス利用状況は増加傾向にあり、今後サービスが十分に行き渡らない恐れが強いと思慮されるため	平成25年2月よりサービス提供中	
		D(神奈川県)		○	×	(申請への回答) 既存の訪問看護事業所による訪問看護で利用者のニーズに対応可能である		
	わくやちよう 涌谷町	E(仙台市)			○	×	(申請への回答) 当町において事業を行う予定がない (実際に涌谷町の住民に対してサービス提供するためではなかった)	
		A(八戸市)			○	×		
		F(盛岡市)			○	×		
		G(石巻市)			○	×		
		H(埼玉県)			○	×		
	I(会津若松市)			○	×			
東松島市	E(仙台市)	○	×		(相談への回答) 既存の訪問看護事業所による訪問看護で利用者のニーズに対応可能である			
気仙沼市	J(気仙沼市)			○	×	(相談・申請への回答) 既存の訪問看護事業所による訪問看護で利用者のニーズに対応可能である 震災後、新規に訪問看護事業所開設があり、利用者のニーズに対応できる 既存の事業所のサテライト設置で対応できる		
	B(一関市)	○	×					

## 1-2. 特例看護サービスの申請状況等について(2)

県	市町村等	事業所又は個人 (所在地)	申請につ いての相 談あり	申請あり	申請結果	相談・申請への回答および理由	現状
宮城県	仙台市	E(仙台市)	○	×		(相談への回答) 既存の訪問看護事業所による訪問看護で利用者のニーズに対応可能である。 震災後、新規に訪問看護事業所開設があり利用者のニーズに対応できる。 既存の事業所のサテライト設置で対応できる。	
		K(仙台市)	○	×			
	おながわちょう 女川町	C(石巻市)	○	×		(相談への回答) 既存の訪問看護事業所に対応できる	
福島県	会津若松市	I(会津若松市)	○	×		(相談への回答) 既存の訪問看護事業所による訪問看護で利用者のニーズに対応可能である	
	福島市	L(福島市)		○	○	(申請への回答) 平成24年1月申請を受理 福島市内へ避難している被災者を対象に訪問看護を実施するため	(平成24年2月末終了) 実際の利用者は被災者ではなく、また、福島市内にある訪問看護ステーションで訪問看護を十分提供できる体制が整ったため(利用者2名は、終了後の訪問看護の利用なし)
	なみえまち 浪江町			○	○	(申請への回答) 平成24年3月申請を受理 事業所より申請があったため	(平成24年9月末終了) 利用実績もなく既存の訪問看護事業所に対応可能なため
	飯館村			○	○	(申請への回答) 平成24年2月申請を受理 住民の利用の幅をひろげるため	(平成24年2月末終了) 利用実績もなく既存の訪問看護事業所に対応可能なため
	南相馬市	L(福島市)		○	○	(申請への回答) 平成24年3月申請を受理 当市の被保険者が避難している自治体の基準該当訪問看護事業所からサービス提供を受ける必要があるため	(平成24年9月末終了) サービス提供実績がないため
	M(南相馬市)			○	○	(申請への回答) 平成25年1月申請を受理 震災前にサービス提供していた5事業所のうち2事業所が休止中であることや訪問看護の回数が希望どおりでないため	平成25年1月よりサービス提供中

# 1-3. 特例看護サービス実施状況等について

## (1) 一関市の状況 ①

【一関地区広域行政組合が申請受理した理由(一関地区広域行政組合による回答)】

- ① 基準該当訪問看護の実施を強く希望していた個人がいた。
- ② 特例省令が、平成24年9月30日まで延長された。
- ③ 県外住民のための仮設住宅が市内にあり、転入者に対応するため。(現在、仮設住宅の利用者はいない。)

【特例看護サービス提供状況】

平成24年4月事業所登録、平成25年3月1日現在、延べ9名、現在8名の利用者に特例看護サービスを提供。

	事業所 (市町村等)	サービス提供状況					
		利用者	要介護度	サービス提供期間	訪問回数/週	訪問時間/回	利用者の居住地域
岩手県	B事業所 (一関地区広域行政組合)	ア	5	平成24年5月～提供中	2	1時間以上1時間30分未満	事業所の近隣
		イ	5	平成24年6月～7月(死亡)	1	30分以上1時間未満	事業所の近隣
		ウ	2	6月～提供中(2月中は入院)	2	30分以上1時間未満	事業所から車で50分程度
		エ	2	8月～提供中	2	30分以上1時間未満	事業所の近隣
		オ	1	9月～提供中	2	30分以上1時間未満	事業所から車で50分程度
		カ	4	10月～提供中	2	1時間以上1時間30分未満	事業所の隣町
		キ	3	2月～提供中	1	30分以上1時間未満	事業所から車で1時間以上
		ク	5	2月～提供中	1	30分以上1時間未満	事業所の近隣
		ケ	5	3月～提供中	提供状況については翌月に報告される予定		事業所から車で1時間以上

【一関地区広域行政組合管内の訪問看護ステーションの状況(市および事業者より聴取)】

- 2月1日現在、一関市内は、震災の影響はあまりなく、訪問看護ステーション10カ所中、9カ所が新規・追加の受け入れ可能。
- 一関市内の10カ所の訪問看護ステーションの看護師等※常勤換算1人あたり利用者は10.8人/月、訪問回数は68.1回/月である。(全国平均11.7人/月 68.8回/月 平成23年度介護サービス施設事業所調査)※「看護師等」とは、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
- 特例看護サービス実施中のB事業所周辺には訪問看護ステーションが4カ所あり4カ所全ての訪問看護ステーションで訪問看護の新規・追加依頼に対応可能。

訪問看護ステーション数	訪問看護の新規・追加依頼への対応可否
10ヶ所	対応可能 9ヶ所 対応困難 1ヶ所



## (1)一関市の状況 ②

### 【一関市におけるサービス提供状況等】

○ 平成24年11月29・30日、厚生労働省職員訪問時、サービス提供状況及び実施状況について確認された内容は以下の通り。

- ・利用者に対し、入浴介助等が実施されていることを確認した。
- ・事業所を訪問し、以下の点が確認された。
  1. 医師の指示書がないままに、訪問看護が実施されていた
    - ・11月1日から11月29日まで指示書の期限が切れた状態で訪問看護が実施されていた。
  2. 勤務実態について確認できなかった
    - ・勤務実態について確認できる書類が整備されておらず、常勤1名以上の人員基準等を満たしていることが確認できなかった。
  3. 必要な書類が整備されていなかった
    - ・勤務表など勤務実態が確認できる書類や、利用者の同意を得た重要事項説明書等、必要な書類が確認できなかった。

## (2) 石巻市の状況

### 【石巻市が申請受理した理由(石巻市の回答)】

訪問看護サービス利用状況は増加傾向にあり、既存の市内訪問看護事業者によるサービスの提供状況やニーズの増減調査を実施した結果、一部の事業者から「サービスを提供しているが、現状で手一杯の状態である。市内全域で訪問看護サービスのニーズが増加しており、これ以上の対応は難しい」との回答があり、今後サービスが十分に行き渡らない恐れが強いと思慮されるため。

### 【特例看護サービス提供状況】

平成25年2月5日石巻駅前事業所開設、3月1日現在、1人サービス利用中。

県	事業所 (市町村等)	利用者					
		利用者	要介護度	サービス提供期間	訪問回数/週	訪問時間/回	利用者の居住地域
宮城県	C事業所 (石巻市)	ア	4	2月～提供中	1	30分未満	事業所から車で15分程度

### 【石巻市内の訪問看護ステーションの状況(市および事業者より聴取)】

- 石巻市内には訪問看護ステーションが7カ所(+出張所1カ所)ある。
- 稼働中の8事業所(7ヶ所+1出張所)の平成25年1月の看護師等※(常勤換算)1人あたり利用者数は17.9人/月、訪問回数は92.5回/月である。(全国平均11.7人/月68.8回/月 平成23年度介護サービス施設事業所調査)
- (※「看護師等」とは、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)
- 既存の訪問看護ステーションから牡鹿半島方面へも訪問しており、今後さらに同地域に利用者が増えれば、1回に複数名の訪問が可能となり、移動時間が効率化されるため、牡鹿半島方面の利用者増には今後も対応可能。
- 現状で新規・追加の依頼に対応困難と回答した訪問看護ステーションでは、今後4月までに4人の看護師の採用が決まっており、今後の利用者増に対応可能である。

訪問看護ステーション数	訪問看護の新規・追加依頼への対応可否	
7カ所+1出張所	対応可能 7ヶ所	対応困難 1ヶ所



### 【石巻市におけるサービス提供状況等】

石巻市調べ

- 平成25年2月15日、厚生労働省職員訪問時、サービス提供状況及びサービス実施状況について確認された内容は以下の通り。
- ・事業所開設直後で利用者もおらず、事業所内での書類や設備等に関する事項を確認。

### (3)南相馬市の状況

#### 【南相馬市が申請受理した理由(南相馬市の回答)】

震災前にサービス提供していた5事業所のうち2事業所が休止中であることや訪問看護の回数が希望どおりでないため

#### 【特例看護サービス提供状況】

- 平成25年1月16日事業所を登録、平成25年3月1日現在、1名の利用者に特例看護サービスを提供中。

県	事業所 (市町村等)	サービス提供状況					利用者の居住地
		利用者	要介護度	サービス提供期間	訪問回数/週	訪問時間/回	
福島県	M事業所 (南相馬市)	ア	要介護3	平成25年1月～提供中	2	30分以上1時間未満	事業所から車で20分程度

#### 【南相馬市内の訪問看護ステーションの状況(市および事業者より聴取)】

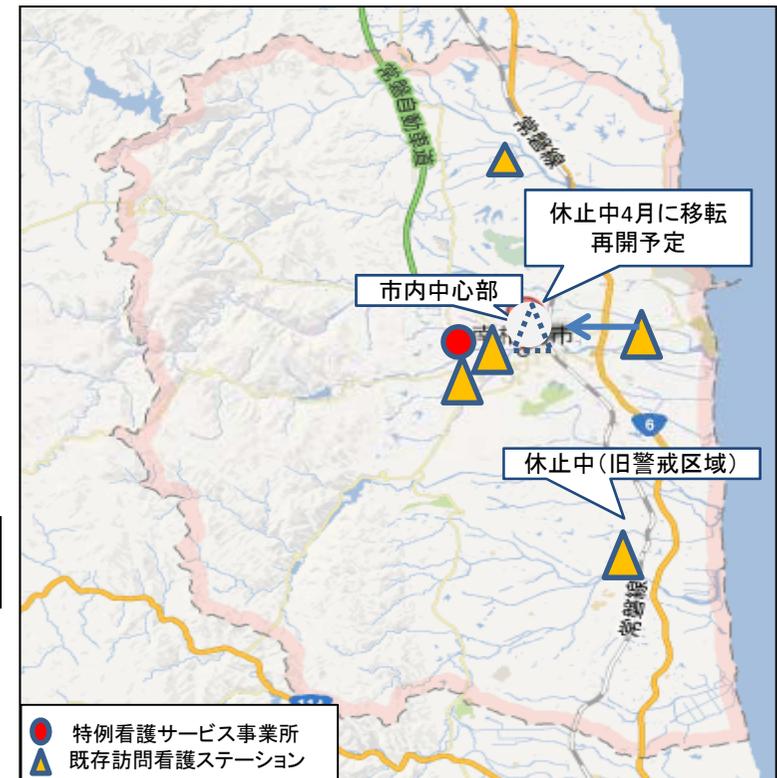
- 南相馬市内には訪問看護ステーションが5カ所あり2事業所は現在休止中、稼働中の3事業所全てが特例看護サービス実施中のM事業所近隣にあり、新規・追加の依頼への対応が可能である。
- 震災直後は利用者がかかり減少していたが、現在徐々に回復している。
- 稼働中の3事業所の平成25年1月中の看護職員※(常勤換算)1人あたり利用者数は9.9人/月、看護職員1人あたり訪問回数は59回/月である。(全国平均 看護職員(常勤換算)1人あたり訪問回数68.2回/月 平成23年度介護サービス施設事業所調査)※「看護職員」とは保健師、看護師、准看護師(南相馬市の訪問看護ステーションにはリハ職はいない)
- 稼働中の1事業所では、現在、訪問看護の人員が足りているため、震災前は訪問看護で働いていた看護師のうち2人を同法人のデイサービスに配置転換しており、今後さらに需要が増せば、事業所間の配置転換で看護職員を確保することは可能。
- 休止中の1事業所も再開に向けて準備しており、現在3人の看護職員を確保し4月に再開予定。

訪問看護ステーション数	訪問看護の新規・追加依頼への対応可否
5ヶ所	対応可能3ヶ所 対応困難2カ所(休止中)

南相馬市調べ

#### 【南相馬市におけるサービス提供状況等】

- 平成25年2月14日、厚生労働省職員訪問時、サービス提供状況及びサービス実施状況について確認された内容は以下の通り。
- ・事業所開設直後で利用者は1名しかおらず、サービス提供も少ないため、事業所内での書類や設備等に関する事項を確認。



## 1-4. 特例看護サービスの継続意向

- 現在、特例措置の対象地域である岩手県、宮城県、福島県内の全市町村等に対し平成25年2月1日現在の意向かつらおむら調査を実施した結果、継続を希望した市町村は宮城県石巻市、福島県南相馬市、葛尾村の3市村であった。(表1)  
※葛尾村は全村避難中のため、避難先の状況を把握していないが、避難先で村民に不利益が生じないよう継続を希望している。
- 特例看護サービス実施中の市町村のうち岩手県一関地区広域行政組合については継続が不要と回答した。(表2)

【表1 特例措置の継続が必要と回答した市町村とその理由】

市町村	特例看護サービス実施状況	継続必要とする理由(各市村の回答)
宮城県石巻市	サービス提供中	訪問看護サービスの利用状況が増加傾向にあり、既存の訪問看護事業者では、サービスが行きわたらない可能性があるため
福島県南相馬市	サービス提供中	訪問看護事業所における看護師等の避難により人員体制が十分でないことや在宅において訪問看護サービスが利用できない人及び訪問看護サービスの充実により退院できる患者がいるという実態があるため
福島県葛尾村 (全村避難中)	申請した事業所なし	避難先の状況を十分に把握していないが、避難が継続している状況にあり、特例措置の延長は必要である (※避難先で特例看護サービスが必要な場合は継続が必要という趣旨)

【表2 特例看護サービス実施中で特例措置の継続が不要と回答した理由】

市町村	特例看護サービス実施状況	継続不要とする理由(一関地区広域行政組合の回答)
岩手県一関地区 広域行政組合	サービス提供中	管内の当該基準該当訪問看護事業所では、仮設住宅入居者や被災者の利用はなく、以前から管内に住んでいる方だけの利用である。 特例で認める理由はなく、既存の指定訪問看護事業所の対応で十分可能であることから、この特例の基準該当訪問看護の継続は必要ないものと認められる。

## 2-1. 規制・制度改革における訪問看護サービスの人員基準の議論について

### 平成23年3月6日 内閣府行政刷新会議「規制仕分け」

訪問看護サービスの人員基準の妥当性について議論され、人員基準を1人以上に緩和することが提起された。

### 平成23年7月22日 「規制・制度改革に係る追加方針」(閣議決定)より抜粋

病院、診療所、一定以上の人員を有する訪問看護ステーションと適切に連携を図ることによって24時間対応を可能とするなど、サービスの安定的な提供及び安全性の確保に配慮しつつ、一定の要件の下で指定訪問看護事業所の人員基準の見直し(1人又は2人)について、結論を得る。

なお、東日本大震災の被災地においては、指定訪問看護事業所の人員基準を満たさない事業所に対し、市町村の判断で保険給付を行う措置を特例的に認めたところであり、人員基準の見直しに当たっては、当該措置の実施状況も踏まえて検討する。(平成23年度検討結論)

### 平成24年6月29日 「規制・制度改革委員会報告書(フォローアップ調査結果等)より抜粋

#### ○ 特例措置の実態調査の実施

- ・ 各自治体における特例措置の申請状況・結果及び実施状況等について、調査を行い、結果を公表する。(平成24年度中措置)

#### ○ 全国の人員基準の見直し

- ・ 特例措置の実施状況を踏まえ、安全なサービスの安定的な提供に配慮しつつ、必要な人員配置基準について検討を行い結論を得る。(平成24年度中検討・結論)

## 2-2. 規制・制度改革における訪問看護サービスの人員基準の検討にあたっての論点

○ 東日本大震災に係る訪問看護サービスの実施状況を踏まえつつ、以下の論点について検討してはどうか。

① 地域包括ケアを推進するための訪問看護サービスとして適切か。

＜具体的な視点の例＞

- ・ 24時間365日の継続的なケアの提供
- ・ 地域の医療・介護サービスと連携したケアの提供

② 介護保険制度における給付対象のサービスとして適切か。

＜具体的な視点の例＞

- ・ 安全なサービス提供
- ・ 安定的なサービス提供

### 3. 今後の対応について

- 特例看護サービスについては、東日本大震災への対応として特例的な取扱いとして創設され、2度の期間延長により、現行の期限は平成25年3月31日となっている。

(参考) 実施状況および実施中の市町村の状況については、

- ・ 申請および相談は、13市町村に対し13事業者であり、現在3市でサービス提供中
- ・ サービス提供実績は、これまで約2年間で延べ13人であり、現在の利用者は10人

- 一方で、訪問看護サービスの人員基準については、「特例措置の実施状況を踏まえ、安全なサービスの安定的な提供に配慮しつつ、必要な人員配置基準について検討を行い結論を得る。(平成24年度中検討・結論)」とされている(内閣府行政刷新会議 規制・制度改革委員会報告書(平成24年6月29日))。
- 今回、特例看護サービスの創設から約2年間が経過し、具体的な実施状況が把握された中で、「東日本大震災への対応」と「制度としての訪問看護サービスの人員基準」のそれぞれについて結論を得る必要がある。
- 以上を踏まえ、以下の2点についてどう考えるか。

①東日本大震災への対応

②制度としての訪問看護サービスの人員基準